

○第251回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和4年3月24日（木） 10:00～12:18

議事概要

（１）動物用医薬品（ジミナゼン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ジミナゼンの許容一日摂取量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日（ジミナゼンジアセチュレートとして）とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* ジミナゼン：

牛の抗原虫剤で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）動物用医薬品（マホプラジン）に係る食品健康影響評価について

時間の関係上、次回以降に審議を行うこととされた。

* マホプラジン：

豚の鎮静剤で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。